

## 熊本県個人情報保護制度審議会次第

日 時：平成30年8月9日(木)

午前10時～正午

場 所：県庁行政棟本館5階 審議会室

### 1 開 会

### 2 議 事

(1) 例外的に個人情報をその取扱事務の目的以外の目的で利用及び提供する場合について（諮問）

(2) その他報告事項

① 非識別加工情報の提供制度について

② 平成29年度の熊本県個人情報保護条例の運用状況

### 3 閉 会

#### 〈議事（1）関係資料〉

資料1 実施機関諮問書 ······ P P . 1 - 1 3

#### 〈議事（2）関係資料〉

資料2-1 非識別加工情報の提供制度について ······ P P . 1 5 - 5 9

資料2-2 平成29年度熊本県個人情報保護条例の運用状況 ······ P P . 6 1 - 7 0

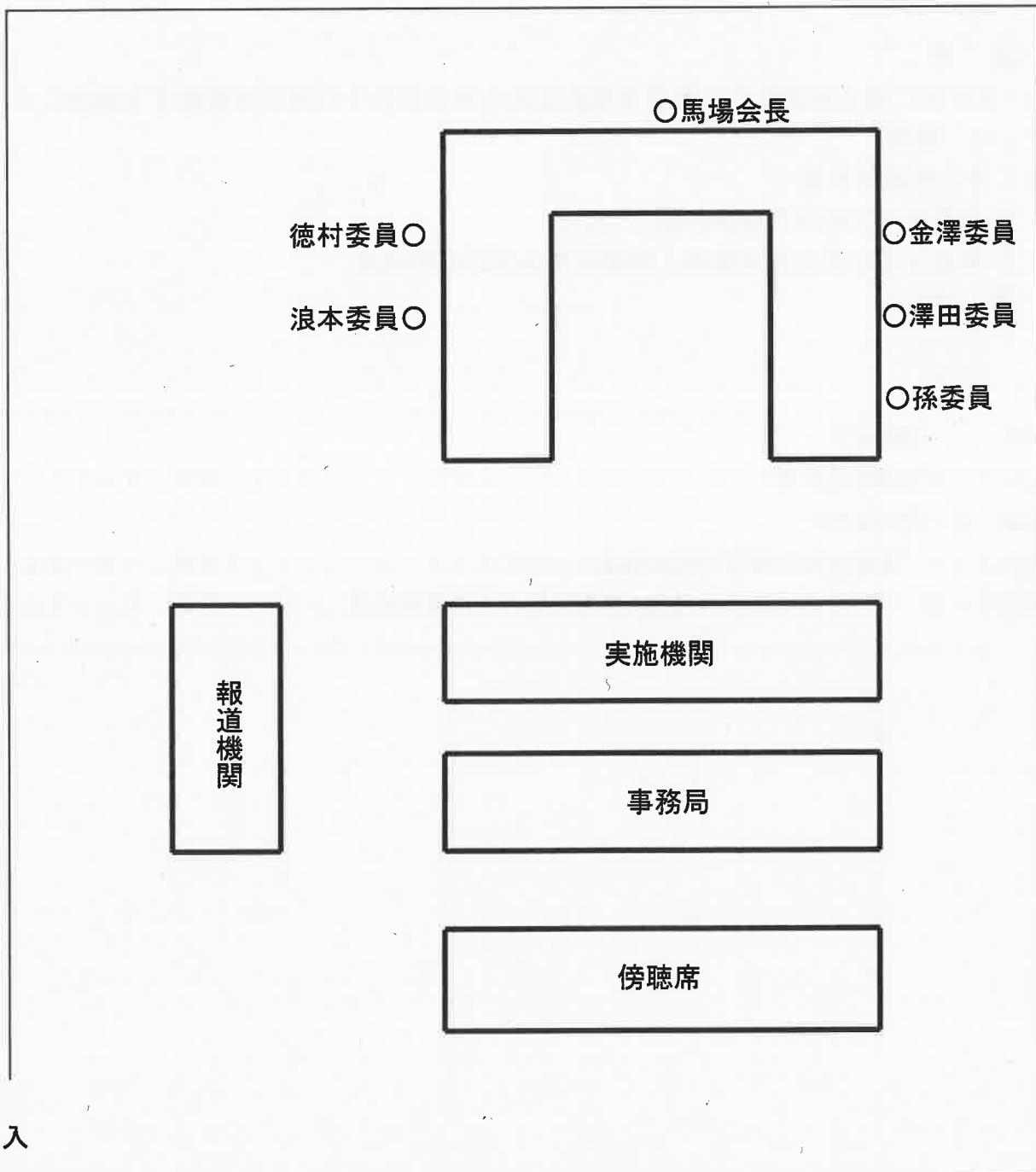
## 熊本県個人情報保護制度審議会

### 配 席 図

日 時： 平成30年8月9日(木)

午前10時～正午

場 所： 県庁行政棟本館5階審議会室



熊本県個人情報保護制度審議会委員名簿  
(第9期：平成29年4月28日～平成31年4月27日)

(五十音順)

氏名	現職・主な経歴	備考
かなざわ ゆうこ 金澤 裕子	熊本民事調停協会副会長	
きわだ みちお 澤田 道夫	熊本県立大学総合管理学部准教授	会長職務代理者
そん ねいへい 孫 寧平	熊本高等専門学校人間情報システム工学科教授	
とくむら みか 徳村 美佳	消費者教育NPO法人お金の学校くまもと代表	
なみもと ひろし 浪本 浩志	熊本学園大学経済学部准教授	
ばば けい 馬場 啓	弁護士	会長



**資料 1**

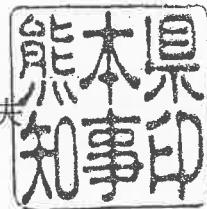
**実施機関諮詢書**



子家福第268号  
平成30年7月27日

熊本県個人情報保護制度審議会会長様

熊本県知事 蒲島 郁夫



熊本県個人情報保護条例に基づき審議会に意見を聞く事項について（諮問）  
熊本県個人情報保護条例に基づき、下記事項について諮問します。

記

1 諒問事項

児童からの臓器提供に当たって行われる、虐待の確認のための医療機関からの照会に対する情報提供について

2 条例上の根拠

条例第8条第2項第9号

（例外的に個人情報をその取扱事務の目的以外の目的で利用及び提供する場合）

3 内容

別紙のとおり





## 臓器移植に伴う児童相談所における虐待情報確認事務

## (諮詢の主旨)

次の個人情報取扱事務を熊本県個人情報保護条例（以下「条例」という。）第8条2項9号に基づき、児童相談所から、児童からの臓器提供を行う施設（以下「臓器提供施設」という。）への情報提供を「例外取扱事務」とする扱いについての意見の聴取。

- ・臓器移植に伴う児童相談所における虐待情報確認事務

## 1 標記事務の概要及び諮詢理由

平成22年に改正臓器移植法が全面施行されたことで、15歳未満の児童も臓器提供ができることとなった。ただし、臓器移植法の一部を改正する法律附則第5項において、「虐待を受けた児童が死亡した場合に当該児童から臓器が提供されることのないよう、移植医療に係る業務に従事する者がその業務に係る児童について虐待が行われた疑いがあるかどうかを確認し、及びその疑いがある場合に適切に対応するための方策に関し検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。」とされている。このため、臓器提供を行う医療施設から児童相談所に対して、虐待の有無について照会が行われることになる。

しかし、同照会に対して児童相談所が保有している虐待に関する情報を提供することは、児童相談所が当該情報を収集した事務の目的以外の目的での提供となり、条例第8条第2項第1号から同項第8号に規定された例外的に目的外提供ができる場合のいずれにも該当しないことから、同項第9号に基づき、熊本県個人情報保護制度審議会に諮詢するものである。

## 2 情報を提供する理由

次の理由から、児童相談所は、児童虐待等に関する情報に係る個人情報を提供する必要がある。

(1) 臓器提供施設からの当該提供に関する照会は、臓器提供施設が、当該児童が被虐待児である可能性を完全には否定できない場合に、当該児童を臓器提供の対象から除外する判断材料の一つとして、当該児童に係る児童虐待等に関する情報を照会するものである。そのとき、児童相談所が保有する児童虐待に関する情報を提供しなければ、その判断材料が不足し、結果として臓器提供施設において的確な判断を行うことが困難となる。

(2) 当該照会に対し、児童相談所が保有する児童虐待に関する情報を提供しなければ、本来行われるべきではない臓器移植が実施されてしまう恐れがあり、虐待を受けた児童が死亡した場合に虐待をした親等の同意によって当該児童から臓器が提供されることのないようにするという臓器移植法の一部を改正する法律附則第5項の規定の趣旨の達成に支障が生じる恐れも考えられる。

(3) 臓器提供施設が、当該児童が被虐待児である可能性を完全には否定できない場合に、当該児童を臓器提供の対象から除外するときの判断材料の一つとして、当該児童に係る児童虐待等に関する情報を客観的に確認する必要があるが、以下の理由で、臓器提供施設は児童相談所から、当該情報に係る個人情報を収集することが必要であり、合理的である。

- ア 当該児童の意識がないため、本人に確認できること
- イ 当該児童の家庭において児童虐待が行われている場合は、それらの事実の有無を当該児童の家庭に属している者に確認したとしても、客観的な情報が得られるとは限らないこと

### 3 提供する個人情報の範囲

当該児童及び当該児童のきょうだいについての虐待相談としての対応の有無及びその期間

### 4 個人情報の提供先

臓器提供施設

### 5 情報提供の手続きについて

- (1) 情報提供を求めようとする者は、情報提供書（依頼）（別紙様式案1）に必要事項を明記し、事前に各児童相談所長に依頼する。
- (2) 臓器提供施設の主治医が、脳死とされうる状態から心停止までに時間的猶予がないと判断する等、緊急に臓器の摘出及び提供を行う必要がある場合には、口頭による依頼も可能とする。なお、その場合は、事後速やかに依頼書を提出することとする。
- (3) 児童相談所長は、臓器提供施設からの情報提供依頼を口頭で受理する場合には、折り返しの連絡や臓器提供施設一覧表との照合を行う等、依頼を行う者の確認に十分留意するものとする。

### 6 情報提供の方法

- (1) 児童相談所長が前述の依頼書を受理した場合の処理については、情報提供書（回答）（別紙様式案2）により行う。
- (2) 臓器提供施設の主治医が、脳死とされうる状態から心停止までに時間的猶予がないと判断する等、緊急に臓器の摘出及び提供を行う必要がある場合、児童相談所長は口頭における情報提供も可能とする。
- (3) 児童相談所長が口頭による情報提供を行った場合は、事後において当該臓器提供施設に情報提供書（回答）を送付することとする。

#### ※用語の定義

##### 1 児童虐待

児童虐待の防止等に関する法律第2条に定義される児童虐待

##### 2 きょうだい

当該児童の実父・実母を親とする兄弟姉妹及び異父・異母を親とする兄弟姉妹

##### 3 児童相談所長

熊本県が所管する中央児童相談所、八代児童相談所の各所長

【個別事項】

個人情報取扱 事務の名称	担当課	個人情報 の対象者	個人情報 の提供先	提供する 個人情報 の内容	提供する理由又は必要性
臓器移植に伴う 児童相談所に おける虐待情報 確認事務	子ども家 庭福祉課	①臓器提 供の対象と なる可能 性 のあ る 児 童 ②当該児 童のきょう だい	児童から の臓器提 供を行う施 設(臓器提 供施設)	当該児童 及び当該 児童のき ょうだい について の虐待相 談の対応 の有無	臓器提供施設は、臓器移植法一 部を改正する法律附則第5項にお いて、虐待を受けた児童が死亡し た場合に当該児童から臓器が提 供されることのないよう、移植医療 に係る業務に従事する者がその 業務に係る児童について虐待が 行われた疑いがあるかどうかを確 認する必要があるため、児童相談 所が保有する児童虐待に関する 情報を同施設に提供する必要が あるため。



別紙様式案 1

第 号  
平成 年 月 日

○○児童相談所長 様

臓器提供施設の長

臓器移植に伴う児童相談所における虐待情報の提供について（依頼）

下記の臓器提供の対象となる可能性のある児童（以下、対象児童という。）について、臓器の移植に関する法律に基づく臓器提供を検討しています。

つきましては、児童虐待が行われていた疑いの有無の判断に必要ですので、貴児童相談所における対象児童及び対象児童のきょうだいの児童虐待に関する情報を提供くださるようお願いします。

記

1 対象児童

氏名

性別

生年月日

住所

2 きょうだい児童（対象児童に兄弟姉妹がいる場合のみ）

氏名

性別

生年月日

住所

別紙様式案 2

第 号  
平成 年 月 日

臓器提供施設の長 様

○○児童相談所長

臓器移植に伴う児童相談所における虐待情報の提供について（回答）

平成 年 月 日付け第 号で依頼のありましたこのことについて、下記のとおり回答します。

記

1 対象児童

氏名

性別

生年月日

住所

児童虐待相談対応の有無 有 ・ 無

（「有」の場合の対応期間 年 月 日～ 年 月 日）

2 きょうだい児童（対象児童に兄弟姉妹がいる場合のみ）

氏名

性別

生年月日

住所

児童虐待相談対応の有無 有 ・ 無

（「有」の場合の対応期間 年 月 日～ 年 月 日）

## 臓器移植法の一部を改正する法律

平成21年法第83号

### 附則（検討）

5 政府は、虐待を受けた児童が死亡した場合に当該児童から臓器（臓器の移植に関する法律第五条に規定する臓器をいう。）が提供されることのないよう、移植医療に係る業務に従事する者がその業務に係る児童について虐待が行われた疑いがあるかどうかを確認し、及びその疑いがある場合に適切に対応するための方策に関し検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

## 「臓器の移植に関する法律」の運用に関する指針（ガイドライン）

平成9年10月8日制定 平成23年10月1日一部改正

### 第5 虐待を受けた児童への対応等に関する事項

臓器の移植に関する法律の一部を改正する法律（平成21年法律第83号）附則第5項においては、虐待を受けた児童が死亡した場合に当該児童から臓器が提供されることのないよう、移植医療に係る業務に従事する者がその業務に係る児童について虐待が行われた疑いがあるかどうかを確認し、その疑いがある場合に適切に対応する必要がある旨規定されていること。

このため、脳死・心臓死の区別にかかわらず、児童（18歳未満の者をいう。以下同じ。）からの臓器提供については、以下のとおりとし、虐待が行われた疑いがある児童が死亡した場合には、臓器の摘出は行わないこと。

#### 1 児童からの臓器提供を行う施設に必要な体制

次のいずれも満たしていること。

- (1) 虐待防止委員会等の虐待を受けた児童への対応のために必要な院内体制が整備されていること。
- (2) 児童虐待の対応に関するマニュアル等が整備されていること。なお、当該マニュアルは、新たな知見の集積により更新される必要があること。

#### 2 虐待が行われた疑いの有無の確認について

- (1) 児童の診療に従事する者は、臓器の提供に至る可能性があるか否かにかかわらず、可能な限り虐待の徴候の有無を確認するよう努めること。また、その徴候が確認された場合には、児童からの臓器提供を行う施設においては、当該施設の患者である児童について、虐待対応のための院内体制の下で、虐待が行われた疑いがあるかどうかを確認すること。
- (2) この結果、当該児童について虐待が行われた疑いがあると判断した場合には、児童からの臓器提供を行う施設は、児童虐待の防止等に関する法律（平成12年法律第82号）第6条第1項の規定により児童相談所等へ通告するとともに、警察署へ連絡するなど関係機関と連携し、院内体制の下で当該児童への虐待対応を継続すること。
- (3) なお、その後、医学的理由により当該児童について虐待が行われたとの疑いが否定された場合についても、その旨を関係機関に連絡した上で、当該児童への虐待対応の継続の要否について検討すること。

#### 3 臓器提供を行う場合の対応

- (1) 主治医等が家族に対し、臓器提供の機会があること等を告げようとする場合には、事前に、虐待防止委員会の委員等とそれまでの診療経過等に関して情報共有を図り、必要に応じて助言を得る

こと。

- (2) 児童から臓器の摘出を行う場合には、施設内の倫理委員会等の委員会において、2及び3(1)の手続を経ていることを確認し、その可否について判断すること。
- (3) なお、施設内の倫理委員会等の委員会で、児童について虐待が行われた疑いがなく当該児童から臓器の摘出を行うことが可能であると判断した場合であっても、刑事訴訟法（昭和23年法律第131号）第229条第1項の検視その他の犯罪捜査に関する手続が行われる場合には、捜査機関との連携を十分に図ること。

### 児童虐待の防止等のための医療機関との連携強化に関する留意事項について（通知）

厚生労働省雇用均等・児童家庭局 総務課長

平成24年11月30日

#### 8 臓器提供に係る児童に関する児童相談所の関与の確認

臓器の移植に関する法律の一部を改正する法律（平成21年法律第83号）附則第5項では、政府は虐待を受けた児童から臓器が提供されることのないよう、虐待が行われた疑いがあるかどうかを確認し、及びその疑いがある場合に適切に対応するための方策に関し検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずる旨規定されており、法律の趣旨として、虐待を受けた児童の臓器が提供されるべきではない旨が明確にされている。

これを踏まえ、医療機関で児童からの臓器提供が検討される場合、医療機関は、当該児童について虐待が行われた疑いがあるかどうかを確認する必要があり、そのためには、関係する児童相談所における当該児童に係る虐待相談対応の有無等について照会することも想定される。

このため、都道府県等の児童福祉主管部局や児童相談所では、臓器提供者となる可能性がある児童に関し、過去及び現在の児童相談所による虐待相談対応の有無等について児童相談所に照会があつた場合に円滑に対応できるよう、照会の方法や個人情報保護条例上の整理等について事前に関係部署と協議しておく必要がある。都道府県等の衛生主管部局や医療機関から協議への協力を求められた場合には協力するようお願いする。特に、個人情報保護条例については、あらかじめ個人情報の第三者提供に係る除外規定のいずれの条項に該当するか整理することや、必要に応じてあらかじめ個人情報保護審査会の諮問・答申手続により整理することなどが必要となる。

また、協議結果については、関係機関において認識が共有される必要があることから、児童福祉主管部局から管下の児童相談所に周知されたい。同時に、衛生主管部局から関係医療機関等へ周知が図られることから、児童福祉主管部局及び児童相談所においても、衛生主管部局が開催する会議への参加など、衛生主管部局が行う周知のための取組にも協力されたい。

### 臓器提供施設と児童相談所の連携のための関係者間協議の推進について（通知）

厚生労働省健康局疾病対策課 臓器移植対策室長

平成24年12月6日

臓器の移植に関する法律の一部を改正する法律の附則第5項では、虐待を受けた児童から臓器が提供されることのないよう適切に対応することとされており、その一環として、臓器提供施設から児童相談

所に虐待の有無等を照会できるよう、個人情報保護条例の取扱いの整理などに取り組んでいただくようお願いしているところです。

今般、「児童虐待の防止等のための医療機関との連携強化に関する留意事項について」が関係地方公共団体の児童福祉・母子保健主管部（局）長あて通知されました。当該通知においては、臓器提供者となる可能性がある児童に関し、医療機関から児童相談所に対し虐待相談対応の有無等について照会があった場合に円滑に対応できるよう、事前に関係部署と協議しておく必要があること等が明記されているところです。

つきましては、貴職におかれでは、当該通知の趣旨も踏まえ、臓器提供者となる可能性がある児童に申し臓器提供施設から児童相談所に照会を行う場合の対応について、児童福祉主管部局や児童相談所と積極的に協議を行うようお願いします。

また、本件は脳死下での臓器提供のみならず心停止下での臓器提供にも関わることから、当該通知の内容及び上記協議の結果についてすべての関係機関において認識を共有するため、関係部局と連携し、貴管内の医療機関及び関係団体、並びに市町村及び関係機関等に対する周知について、特段の御配慮をお願いします。

## 児童虐待の防止等に関する法律

平成12年5月24日制定 平成19年6月1日一部改正

### 第二条

この法律において、「児童虐待」とは、保護者(親権を行う者、未成年後見人その他の者で、児童を現に監護するものをいう。以下同じ。)がその監護する児童(十八歳に満たない者をいう。以下同じ。)について行う次に掲げる行為をいう。

- 一 児童の身体に外傷が生じ、又は生じるおそれのある暴行を加えること。
- 二 児童にわいせつな行為をすること又は児童をしてわいせつな行為をさせること。
- 三 児童の心身の正常な発達を妨げるような著しい減食又は長時間の放置、保護者以外の同居人による前二号又は次号に掲げる行為と同様の行為の放置その他の保護者としての監護を著しく怠ること。
- 四 児童に対する著しい暴言又は著しく拒絶的な対応、児童が同居する家庭における配偶者に対する暴力(配偶者(婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。)の身体に対する不法な攻撃であって生命又は身体に危害を及ぼすもの及びこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす言動をいう。第十六条において同じ。)その他の児童に著しい心理的外傷を与える言動を行うこと。



資料 2-1

## 非識別加工情報の提供制度について

- ① 非識別加工情報の提供制度について ······ P P. 17-20
- ② 匿名加工情報の作成・提供の仕組み ······ P P. 21-23
- ③ 国の行政機関における行政機関非識別加工情報 ······ P P. 25-27  
の作成・提供の流れ
- ④ 地方公共団体の非識別加工情報の活用イメージ ······ P P. 29-40  
(教育・介護)について
- ⑤ 立法措置のイメージ ······ P P. 41-44  
(共同受託・作成組織のイメージ)
- ⑥ 平成30年6月15日付け 総務省事務連絡 ······ P P. 45-48  
(「規制改革実施計画」の閣議決定について(情報提供))
- ⑦ 提案の対象となる個人情報ファイル簿の例 ······ P P. 49-59  
(鳥取県・和歌山県)



## **① 非識別加工情報の提供制度について**



# 非識別加工情報の提供制度について

## 1 非識別加工情報の提供制度について

### (1) 制度概要

- ・民間事業者の提案を受け、行政機関が保有する個人情報を特定の個人を識別することができないように、かつ、当該個人情報を復元できないように加工し、当該事業者に利用契約を締結した上で提供する制度。  
⇒別添資料② (P 23) ・③ (P 27) 参照
- ・H27年9月に個人情報保護法が改正され、まず民間事業者間において、同趣旨の制度（匿名加工情報制度）が創設された。これを受け、国の行政機関においても、H28年5月に行政機関個人情報保護法が改正され、標記制度が創設された。両制度とともにH29年5月から運用が始まっている。

### (2) 制度創設の目的・背景

#### ① 経済財政運営と改革の基本方針 2015・2016（骨太方針）

- ・AI、ビッグデータ、IoTの進化等により全ての産業で産業構造の変革が生じる可能性がある中、データを活用した新たなビジネスモデルの創出など社会変革を促すことが必要。

#### ② 地方公共団体が保有するパーソナルデータに関する検討会報告書(H29年5月公表)

- ・ビッグデータの収集・分析については、新産業・新サービスの創出や我が国を取り巻く諸課題の解決に大きく貢献するなど、これからのがんばりのイノベーション創出に寄与することが期待されている。
- ・特に個人の行動・状態等に関するパーソナルデータは利用価値が高いとされており、これまでと同様に個人の権利利益の侵害を未然に防止し個人情報及びプライバシーの保護を図りつつ、新産業・新サービスの創出と国民の安全・安心の向上等のための利活用を実現する環境整備を行うことが求められている。

## 2 地方公共団体の対応に関する規程等

### (1) 個人情報保護に関する基本方針

- ・今回の法改正に伴い「個人情報の保護に関する基本方針」が一部変更（H28年10月28日閣議決定）され、「地方公共団体は、行政機関個人情報保護法を参考としつつ、(中略) 非識別加工情報を提供するための仕組みの整備等の事項について留意することが求められる」と明記された。

### (2) 官民データ活用推進基本法 (H28年12月公布・施行) 関係

- ・官民データ活用の推進に関し、国の施策と地方公共団体の施策との整合性の確保が規定された（第19条）。
- ・「熊本県情報化施策推進方針」（H30年3月改正）において、府内情報化の取組み方針として、「国の情報化を踏まえ、行政データのオープンデータ化に取り組み、官民データの活用に繋げる」とこととされた。

### (3) 総務省通知 (H29年5月19日付け「個人情報保護条例の見直し等について（通知）」)

- ・地方公共団体の保有する個人情報についても、その適正かつ効果的な活用は新たな産業の創出並びに活力ある経済社会及び豊かな生活の実現に資するものと考えられる。
- ・官民を通じた匿名加工情報（非識別加工情報）の利活用を図っていくため、個人情報保護条例においても、非識別加工情報の仕組みを導入することが適当である。

#### (4) 規制改革実施計画（H30年6月15日閣議決定）

- ・地方自治体が保有するパーソナルデータについて、同じルールで円滑に利活用するこ  
とが可能な環境を迅速に実現するための工程（立法措置か条例整備かの整理等を含む。）  
を明確化する。その工程に基づき、その活用事例の整理を行うとともに、現行の地方における活用ルールの実効性を検証し、その結果を踏まえ、立法措置（作成組織の整備を含む。）の在り方について、具体的な論点を整理し、結論を得る。それとともに、事業採算性等の実効性を検証し、その結果に基づき必要な措置を講ずる。
- ・工程の明確化は平成30年度上期措置。平成30年度に立法措置の在り方について検討  
・結論。平成31年度措置。

### 3 他の都道府県の対応状況

#### (1) 条例改正済

⇒2県：鳥取県（H30年3月16日～4月16日に提案募集実施）  
和歌山県（H30年7月2日～8月1日に提案募集実施）

#### (2) 条例未改正

⇒45都道府県

### 4 本県における検討状況について

#### (1) 検討の状況

- ・当初、上記2（1）及び（3）の方針・通知に基づき、H30年度中の条例改正及びH31年度の施行（提案募集）を検討していた。
- ・しかし、H30年6月に上記2（4）が決定され、国において、地方自治体が保有するパーソナルデータを同じルールで円滑に利活用することが可能な環境を迅速に実現するための工程を、立法措置か条例整備かの整理等を含めて明確化することとした。

⇒国における検討状況を踏まえながら、制度導入に向けた準備を行う予定。

#### (2) 制度の対象となる個人情報ファイル（注）の保有状況調査について

- ・制度導入に向けた検討・準備に当たり、制度の対象となる可能性のある個人情報ファイルの本県における保有状況及びその内容について現状を把握する必要があるため、調査を実施し、整理中である。

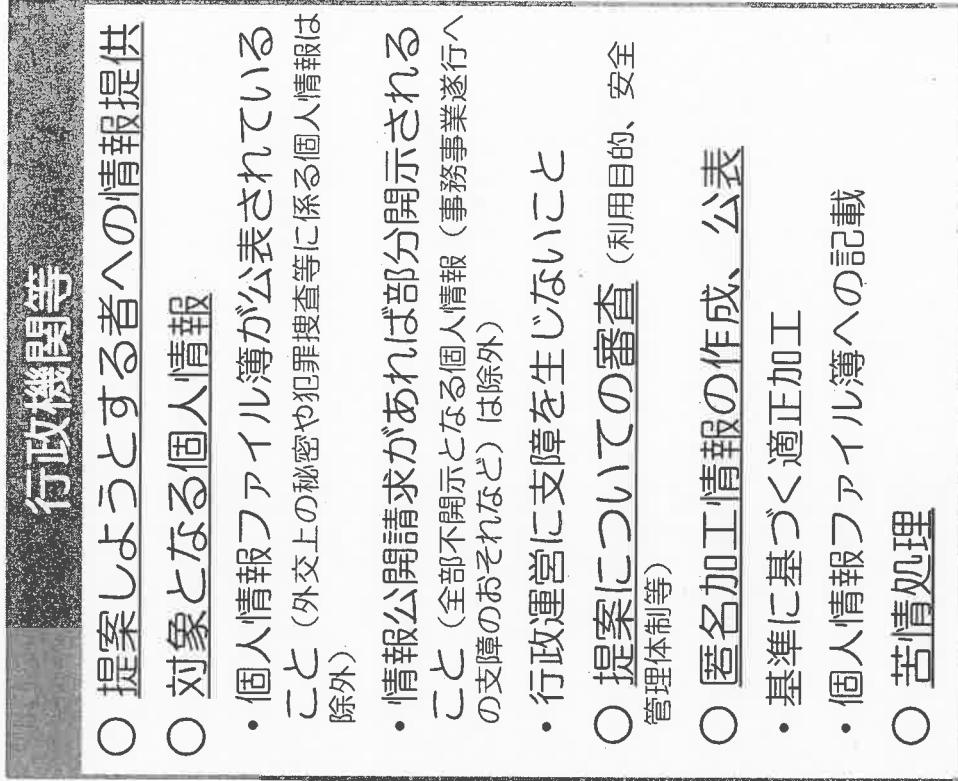
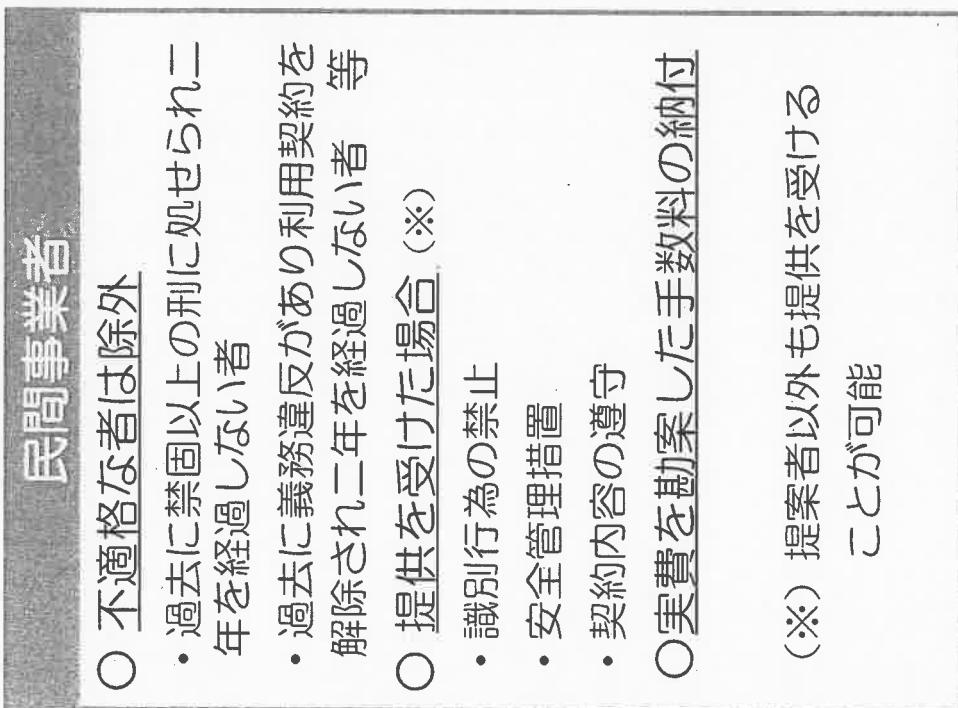
| (注) 個人情報ファイル：職員等が職務上作成・取得し組織的に利用するものとして  
| 保有する個人情報を含む情報の集合物であって、特定の個人を検索できるよう  
| 整理されているもの

## **② 匿名加工情報の作成・提供の仕組み**

(出典：地方公共団体が保有するパーソナルデータに関する検討会資料)



## 匿名加工情報の作成・提供の仕組み



↑  
官民を通じて一元的に  
所管

個人情報保護委員会

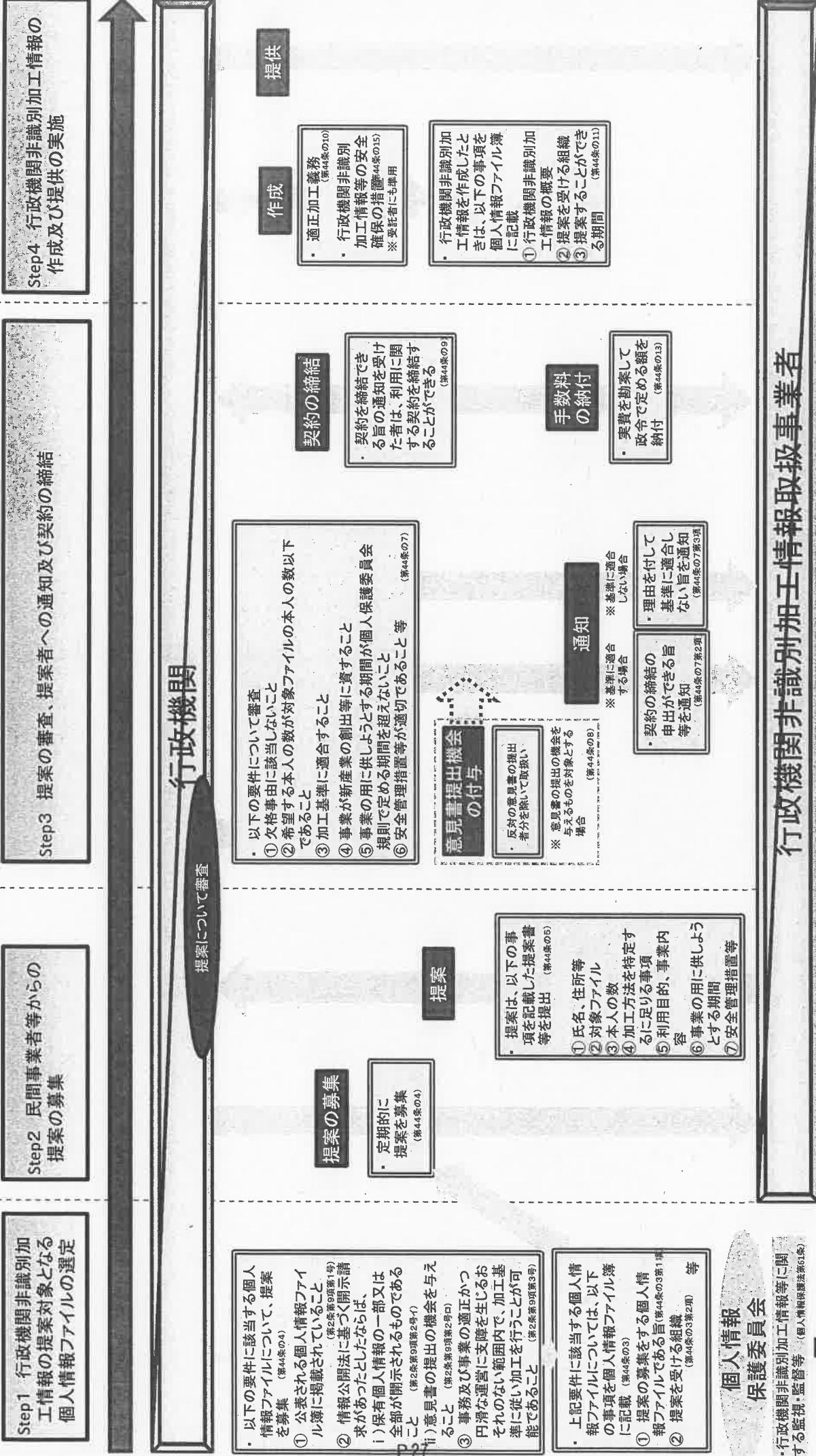


### ③ 国の行政機関における行政機関非識別加工情報の作成・提供の流れ

(出典：平成29年6月30日 九州ブロック会議説明資料（総務省）)



# (参考) 国の行政機関における行政機関非識別加工情報の作成・提供の流れ





#### ④ 地方公共団体の非識別加工情報の活用イメージ(教育・介護)について

(出典：平成30年4月 地方公共団体が保有するパーソナルデータの  
効果的な活用のための仕組みの在り方に関する検討会報告書)



地方公共団体の非識別加工情報の  
活用のイメージ(介護・教育)について

# 地方公共団体の非識別加工情報の活用のイメージの作成趣旨と留意点について

○ 地方公共団体の保有する個人情報に係る非識別加工情報について、地方公共団体が条例改正や住民への説明等における参考となるよう、想定される活用のイメージについて、民間事業者の協力の下、有識者の意見も聴きながら作成した。

○ 本イメージにおいては、非識別加工情報の対象となるデータ、目的、効果、加工のイメージ等を記載している。  
○ なお、掲載したデータや加工のイメージについては、いくつかの仮定の下で作成したものであり、掲載されたイメージと同様の提案があつた場合に、審査に適合するか否かや、加工のイメージ通りに加工すれば十分であることを意味するものではなく、また、このイメージに縛られるものでもない。

○ 非識別加工情報の作成にあたっては、特定の個人を識別できるリスクに含まれる情報の項目やレコードの数等によつて異なることから、個々具体的な提案に応じて適切に対応することとなる。特に、加工のイメージにおける、個人情報ファイルの性質を踏まえたその他の措置(行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律第四章の二の規定による行政機関非識別加工情報の提供に関する規則第11条第5号)の取扱いについては、加工対象となる個人情報ファイルの性質によって加工の対象及び加工の程度は変わりうるため、どの情報をどの程度加工する必要があるかは、加工の対象となる個人情報ファイルの性質も勘案して個別具体的に判断する必要がある点について、留意が必要である。

## (凡例)

規則：「行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律第四章の二の規定による行政機関非識別加工情報の提供に関する規則」(平成29年個人情報保護委員会規則第1号)に相当するものとして、地方公共団体が定める規則

・事務局レポート：「個人情報保護委員会事務局レポート：匿名加工情報ノーノナルデータの利活用促進と消費者の信頼性確保の両立に向けて」(2017年2月 個人情報保護委員会事務局)

# 介護データに係る非識別加工情報の活用イメージ

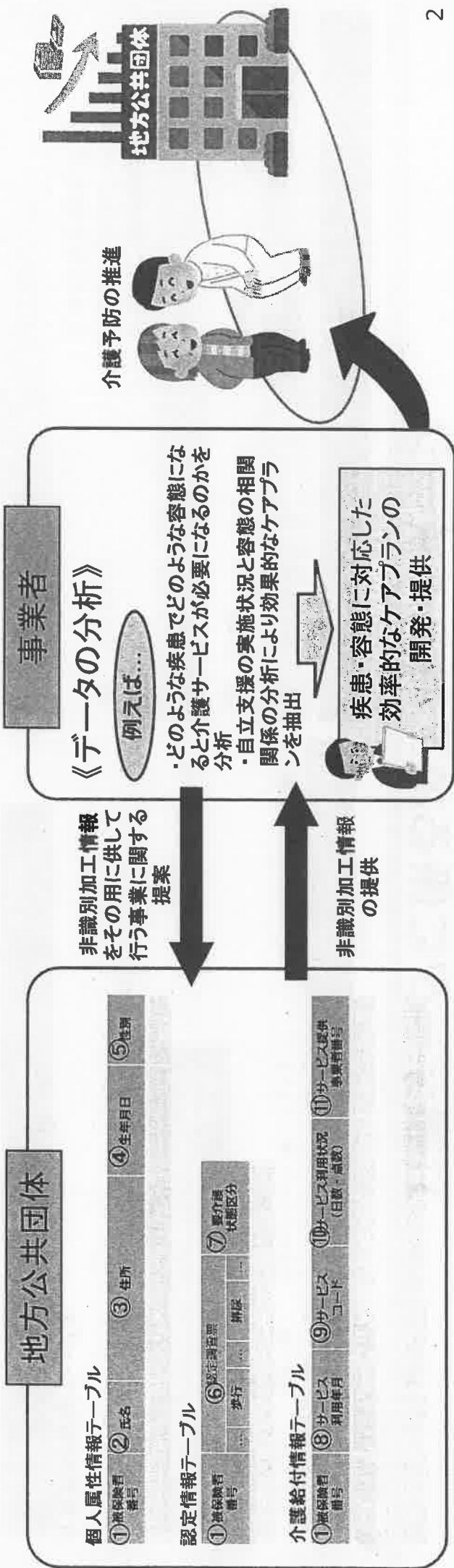
○ケアプランの開発・提供を行う事業者からの提案を受け、市町村が保有する介護に関するデータ(\*1)に係る、非識別加工情報を作成して提供。

○提供を受けた事業者は、非識別加工情報に含まれる個人属性情報、認定情報、介護給付状況に関するデータを用いて、AIも活用して、

- ① 高齢者の疾患や容態による特性の分析
- ② 高齢者の容態像別のサービス利用状況の分析
- ③ 自立支援による効果的なケアプランの抽出と分析

\*: 介護保険に関する資格の得喪、保険料・給付業務の管理などを目的として収集した個人情報を含むデータを行い、その分析結果を用いて、介護事業者や保険者である市町村からの相談に応じて、ケアプランの開発・提供や、介護予防事業の企画等を行う。

○この取組により、高齢者における介護予防が図られるとともに、介護給付費の適正化等にも繋がることが期待。



# 介護データに係る加工例のイメージ

## 個人属性情報テーブル

①被保険者番号 1234567890	②氏名 佐藤一雄	③住所 東京都○○市○○町1-1-1	④生年月日 昭和18年2月19日	⑤性別 男
-----------------------	-------------	-----------------------	---------------------	----------

## 認定情報テーブル

①被保険者番号 1234567890	⑥認定調査票 歩行	⑦要介護状態区分 排尿	⑧サービス利用年月 平成29年6月	⑨サービスコード 111175
1234567890	つかま れは可	一部介 助	1234567890	111175
1234567890	つかま れは可	一部介 助	1234567890	111175

## 介護付情報テーブル

①被保険者番号 1234567890	⑧サービス利用年月 平成29年6月	⑩サービス利用状況 (日数・点数) 15日・25,260点	⑪サービス提供事業者番号 12345678
1234567890	平成29年7月	16日・26,944点	12345678
1234567890	平成29年6月	15日・25,260点	12345678

## 加工後テーブル

④生年月日 昭和18年2月	⑤性別 男	⑥認定調査票 歩行	⑦要介護状態区分 排尿	⑧サービス利用年月 平成29年6月	⑨サービスコード 111175
1234567890	1234567890	つかま れは可	一部介 助	1234567890	111175
1234567890	1234567890	つかま れは可	一部介 助	1234567890	111175

から4号までの措置  
規則第11条第1号

## 規則第11条第5号に基づく措置】

④生年月日 昭和18年2月	⑤性別 男	⑥認定調査票 歩行	⑦要介護状態区分 排尿	⑧サービス利用年月 平成29年6月	⑨サービスコード 111175
1234567890	1234567890	つかま れは可	一部介 助	1234567890	111175
1234567890	1234567890	つかま れは可	一部介 助	1234567890	111175

15日・25,260点  
15日・25,260点  
15日・25,260点

- ⑩サービス利用状況  
(日数・点数)
- ⑪サービス利用状況  
(日数・点数)
- ⑫サービス利用状況  
(日数・点数)

## 規則第11条第5号に基づく措置】

○同条第1号から第4号までの加工を施した上で、他に必要な措置がないかどうか勘案し、別表第1(行政機関非識別加工情報の加工に係る手法例)の手法等により適切な措置を講じなければならない。

非識別加工情報

※1 個IDに置き換える場合は、定期的に個IDを変更することが望ましい。  
(事務局レポートP21等参照)  
(事務局レポートP29参照)  
※2 提供するデータの期間による属性情報の蓄積量によって、特定の個人の識別性や元の個人情報への復元性に影響するかどうかの検討を行ふことが望ましい。

※3 114845 訪問介護・身体介護01  
117211 訪問介護・生活援助2 等

※4 本規則による属性情報の削除は、定期的に行なわれる。ただし、個人情報を複数回登録する場合は、各登録回ごとに削除操作が必要となる。

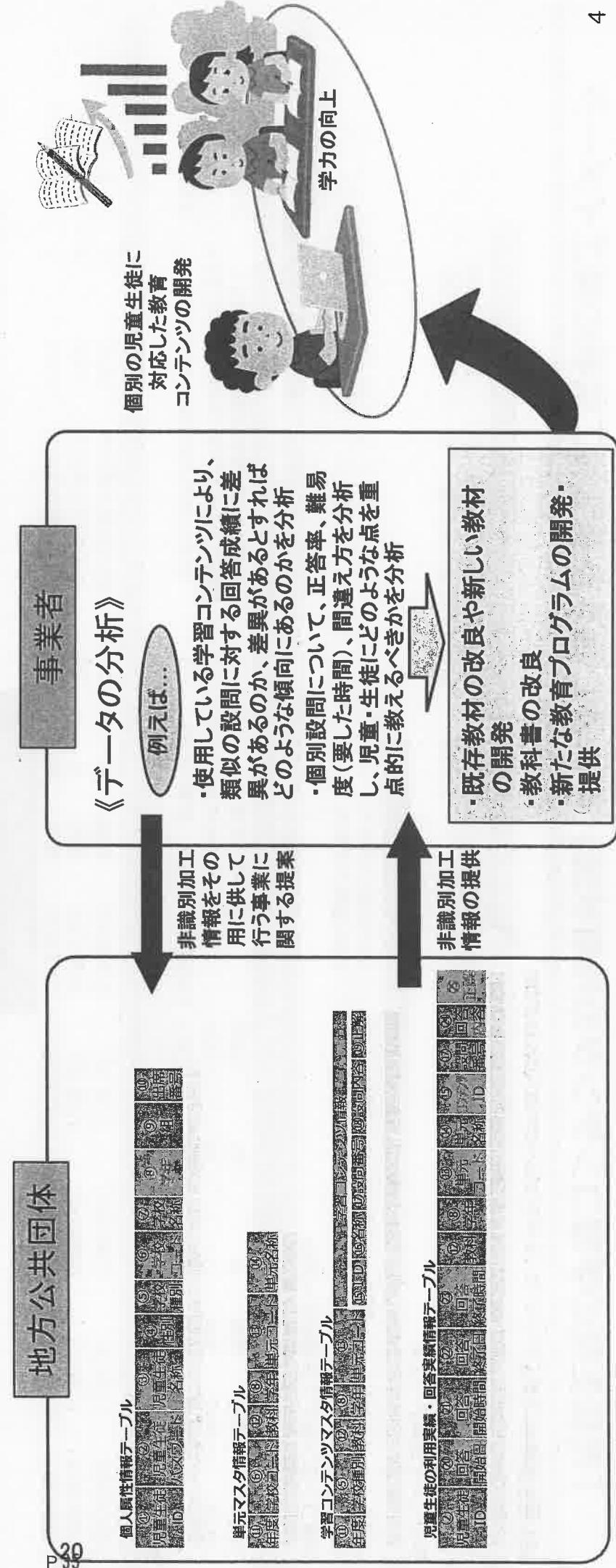
※5 本規則による属性情報の削除は、定期的に行なわれる。ただし、個人情報を複数回登録する場合は、各登録回ごとに削除操作が必要となる。

3

# 教育データに係る非識別加工情報の活用のイメージ①

- 教材会社、教科書会社などの事業者からの提案を受け、市町村が保有する教育に関するデータのうち、児童生徒の学習コンテンツの利用状況に関するデータを、非識別加工して提供。
- 提供を受けた事業者は、非識別加工情報に含まれる児童生徒の個人属性情報、学習コンテンツの内容情報、学習コンテンツの利用状況・回答実績・回答状況等を分析して、既存教材の改良や新しい教材の開発などに活用する。
- この取組により、正しい理解を効果的に得られる教育を実現するために必要なコンテンツが開発され、児童生徒の学力の底上げ・向上が期待される。

※ 次ページで例示している児童生徒の学習コンテンツの利用状況に関するデータは、現に地方公共団体が保有しているデータではないが、今後、教育のIT化の進展に伴い、地方公共団体がこのようないわゆる個人情報項目を含む個人情報を保有し得ると想定し、本ユースケースを作成した。なお、同様の情報について、民間事業者が保有主体である場合には、個人情報保護法に基づく匿名加工情報の提供として取り扱われる。



# 「児童生徒の学習コンテンツの利用状況」データに係る非識別加工情報

## 個人属性情報テーブル

①学年	②性別	③児童生徒番号	④性別	⑤学校種別	⑥学校コード	⑦学校名	⑧学年	⑨組	⑩学年番号
10000001	男	山田太郎	男	小学校	12345	南東京市立第一小学校	6	1	40
11000001	女	佐藤花子	女	小学校	12346	南東京市立第二小学校	6	2	22

## 単元マスター情報テーブル

①学年	②性別	③学年	④性別	⑤学年	⑥学年	⑦学年	⑧学年	⑨学年	⑩学年	⑪学年	⑫学年	⑬学年	⑭学年
2018	12345	算数	男	6	25	25	25	25	25	25	25	25	25
2018	12346	算数	女	6	25	25	25	25	25	25	25	25	25

## 学習コンテンツマスター情報テーブル

①学年	②性別	③教科	④学年	⑤単元コード	⑥ID	⑦名称	⑧設問番号	⑨正誤	⑩設問内容	⑪回答番号	⑫設問番号	⑬回答番号	⑭正誤	⑮単元名	⑯ID	⑰設問番号	⑱回答番号	㉓正誤	㉑設問番号	㉒回答番号	㉓正誤	
2018	小学校	算数	6	25	1009	演習 円の大きさ	1	○	半径1cmの円の面積を求めなさい。													
2018	小学校	算数	6	25	1009	演習 円の大きさ	2	○	面積3.14cm <sup>2</sup> の円の半径を求めなさい。													
2018	小学校	算数	6	25	2501	円の面積の求め方 計算ドリル	1	○	半径1cmの円の面積を求めなさい。													

規則第11条第1号から  
規則第11条第4号までの措置

No.	④性別	⑤学校種別	⑥学年	⑦教科	⑧学年	⑨年度	⑩教科	⑪学年	⑫教科	⑬学年	⑭単元名称	⑮ID	⑯ID	⑰設問番号	⑱設問番号	⑲回答番号	⑳設問番号	㉑設問番号	㉒設問番号	㉓設問番号	㉔設問番号	㉕設問番号	
1	男	小学校	6	2018	算数	25	円の面積の求め方	1009	1	半径1cmの円の面積を求めなさい。													
2	男	小学校	6	2018	算数	25	円の面積の求め方	1009	2	面積3.14cm <sup>2</sup> の円の半径を求めなさい。													
3	女	小学校	6	2018	算数	25	円の面積の求め方	2501	1	半径1cmの円の面積を求めなさい。													

## 【規則第11条第5号に基づく措置】

○同条第1号から第4号までの加工を施した上で、他に必要となる措置がないかどうか勘案し、別表第1(行政機関非識別加工情報の加工に係る手法例)の手法等により適切な措置を講じなければならない。

規則第11条第4号までの措置

No.	⑩回答開始日	⑪回答開始時間	⑫回答終了日	⑬回答終了時間	⑭回答内容	⑮正誤
1	12月1日	20時00分	12月1日	20時05分	3.14cm <sup>2</sup>	○
2	12月1日	20時05分	12月1日	20時15分	0.5cm	×
3	12月12日	18時45分	12月12日	18時50分	6.28cm <sup>2</sup>	×

## … 非識別加工情報

## 「児童生徒の学習コンテンツツの利用状況」データに係る主な項目の一覧

No	項目	加工のイメージ
1児童生徒ID	削除(※1)	
2児童生徒パスワード	削除	
3児童生徒名称	削除	
4性別	加工なし	
5学校種別	加工なし	
6学校コード	削除	
7学校名称	削除	
8学年	加工なし	
9組	削除	
10出席番号	削除	
11年度	加工なし	
12教科	加工なし	
13単元コード	加工なし	
14単元名称	加工なし	
15コンテンツID	加工なし	
16コンテンツ名称	削除	
17設問番号	加工なし	
18設問内容	加工なし	
19正解	削除	
20回答開始日		正答率が極めて低い設問等にに関する情報の削除、誤回答の削除等※2
21回答開示時間		同上※2
22回答終了日		同上※2
23回答終了時間		同上※2
24回答内容		同上※2
25正誤		同上※2

※1 仮IDに置き換える場合は、定期的に仮IDを変更することが望ましい。  
(事務局レポートP21等参照)

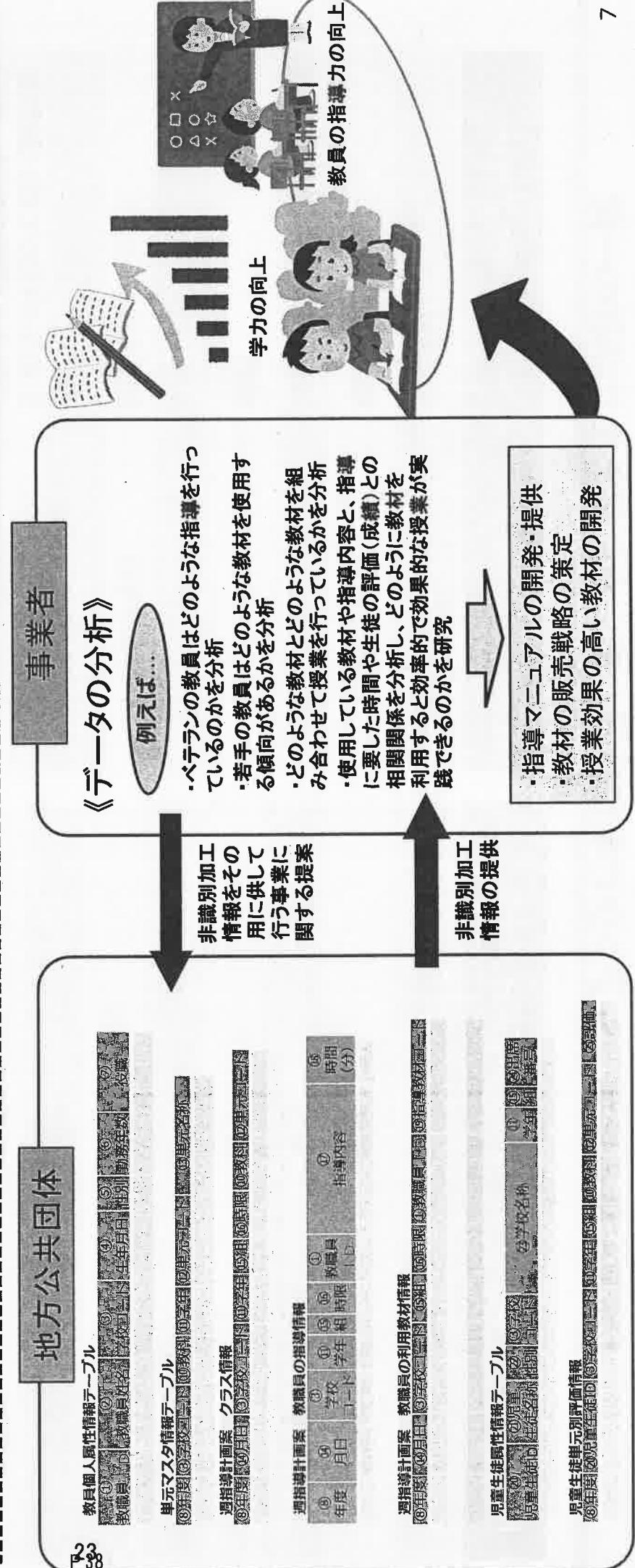
※2 規則第11条第5号により、回答に個人を識別しうる情報を含みうる設問の回答(例えば回答者の生い立ちや家族構成、生活環境・地域等に依存)の場合は削除しなければならない。この他、正答率が低い設問は、その回答内容により個人識別性が生じることがある、その場合も削除する。回答に筆跡を含む場合も削除することが望ましい。

# 教育データに係る非識別加工情報の活用のイメージ②

- 教材会社などの事業者からの提案を受け、市町村が保有する教育に関するデータのうち、校務支援システムに記録されている、教員の週指導計画案に関するデータ及び児童生徒の単元別評価情報を、非識別加工して提供。
- 提供を受けた事業者は、非識別加工情報に含まれる教員の指導内容・利用教材のデータ、児童生徒の成績に関する情報等を分析して、教材の販売戦略の策定や、教材の開発・改良等を行う。

- この取組により、教員が、教材の利用に関する優良事例やベテラン教員の経験を活用して授業を行えるようになり、教員の指導力の向上が図られるとともに、授業効果の高い教材が開発され、児童生徒の学力の向上が期待される。

- ※ 教員の週指導計画案に関するデータ及び児童生徒の単元別評価情報は、現に一部の地方公共団体が校務支援システムに記録し管理している個人情報であり、そのような団体が非識別加工情報の仕組みを導入した際には、提案募集の対象となり得ると想定し、本ユースケースを作成した。



# 「教員の週指導計画案」及び「児童生徒の単元別評価情報」に係る非識別加工情報イメージ

教員個人属性情報テーブル
① 教員ID ② 姓 ③ 氏 ④ 生年月日 ⑤ 性別 ⑥ 勤務年数 ⑦ 役職 1001 教育次郎 12347 1983.1.1 男 10年 6年1組担任

## 単元マスター情報テーブル

単元マスター情報テーブル
⑧ 年度 ⑨ 単元名 2018 総務月子 男 12347 1983.1.1 30代 男 10~14年

週指導計画案 クラス情報
⑩ 学年 ⑪ 組 ⑫ 教科 ⑬ 単元コード 2018 12347 算数 6 25 円の面積の求め方

週指導計画案 教職員の指導情報
⑭ 教職員ID ⑮ 教職員名 ⑯ 生年月日 ⑰ 性別 ⑱ 勤務年数 ⑲ 役職 2018 12月1日 12347 6 1 1 1 25 2018 12月1日 12347 6 1 5 25

週指導計画案 教職員の指導情報
⑭ 教職員ID ⑮ 教職員名 ⑯ 生年月日 ⑰ 性別 ⑱ 勤務年数 ⑲ 役職 2018 12月1日 12347 6 1 1 1 25 2018 12月1日 12347 6 1 5 25

週指導計画案 教職員の指導情報
⑭ 教職員ID ⑮ 教職員名 ⑯ 生年月日 ⑰ 性別 ⑱ 勤務年数 ⑲ 役職 2018 12月1日 12347 6 1 1 1 25 2018 12月1日 12347 6 1 5 25

## 週指導計画案 教職員の利用教材情報

週指導計画案 教職員の利用教材情報
⑩ 学年 ⑪ 組 ⑫ 教科 ⑬ 単元コード 2018 12月1日 12347 0601 1 1001 学習コンテンツA 2018 12月1日 12347 0601 1 1001 学習コンテンツB 2018 12月1日 12347 0601 5 1001 学習コンテンツC

## 児童生徒属性情報テーブル

児童生徒属性情報テーブル
① 学年 ② 生徒ID ③ 学校名 ④ 学年 ⑤ 組 ⑥ 学校番号 12000001 総務月子 男 12347 南東京市立第三小学校 6 1 40

## 児童生徒単元別評価情報

児童生徒単元別評価情報
⑧ 年度 ⑨ 生徒ID ⑩ 営業コード 2018 12000001 12347 6 1 算数 25 A (大変良い)

## 児童生徒単元別評価情報

児童生徒単元別評価情報
⑧ 年度 ⑨ 生徒ID ⑩ 営業コード 2018 jingfedc cx2xc 6 C 25 A (大変良い)

## 児童生徒単元別評価情報

児童生徒単元別評価情報
⑧ 年度 ⑨ 生徒ID ⑩ 営業コード 2018 jingfedc cx2xc 6 C 25 A (大変良い)

# 「教員の週指導計画案」及び「児童生徒の単元別評価情報」に係る 主な項目の一覧

No	項目	加工のイメージ	No	項目	加工のイメージ
1 教職員 ID	全部削除する、あるいは仮IDに置き換え(※1)	削除	14組	「月日」と合わせて、教科ごとの「年度通算授業回数」に置き換え	削除
2 教職員氏名	削除		15時間		
3 学校コード	仮IDに置き換え		16指導内容	教職員や児童生徒が特定されるような特異な記述は削除(※2)	
4 生年月日	10歳刻みの年齢に置き換え		17時間	加工なし	
5 性別	加工なし		18指導教材コード	加工なし	
6 勤務年数	5年刻みの勤務年数に置き換え		19児童生徒ID	全部削除する、あるいは仮IDに置き換え(※1)	
7 役職	削除		20児童生徒名称	削除	
8 年度	加工なし		21性別	削除	
9 月日	「時限」と合わせて、教科ごとの「年度通算授業回数」に置き換え		22学校名称	削除	
10 教科	加工なし		23出席番号	削除	
11 学年	加工なし		24評価	加工なし(※2)	
12 単元コード	加工なし		13単元名称	加工なし	

※1 定期的に仮IDを変更することが望ましい。(事務局レポートP21参照)

※2 当該個人情報ファイルの性質を勘案し、その結果を踏まえた適切な措置(規則第11条第5号)を実施。

## ⑤ 立法措置のイメージ（共同受託・作成組織のイメージ）

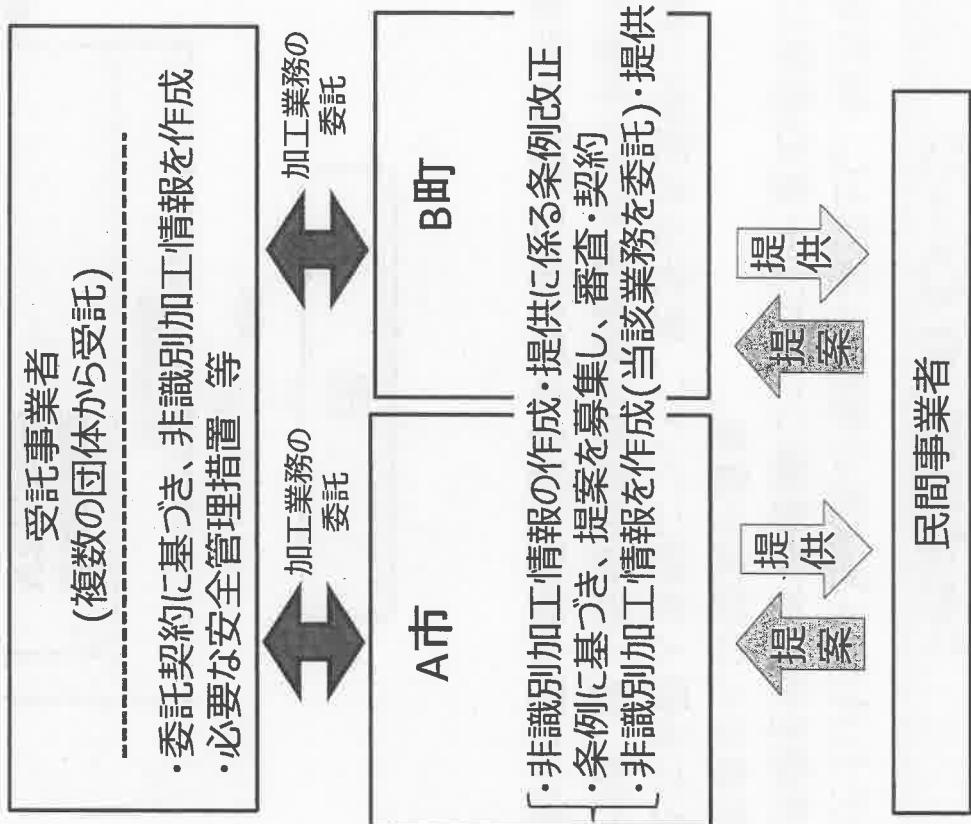
（出典：平成30年4月 地方公共団体が保有するパーソナルデータの  
効果的な活用のための仕組みの在り方に関する検討会報告書）



## 「共同受託」のイメージ

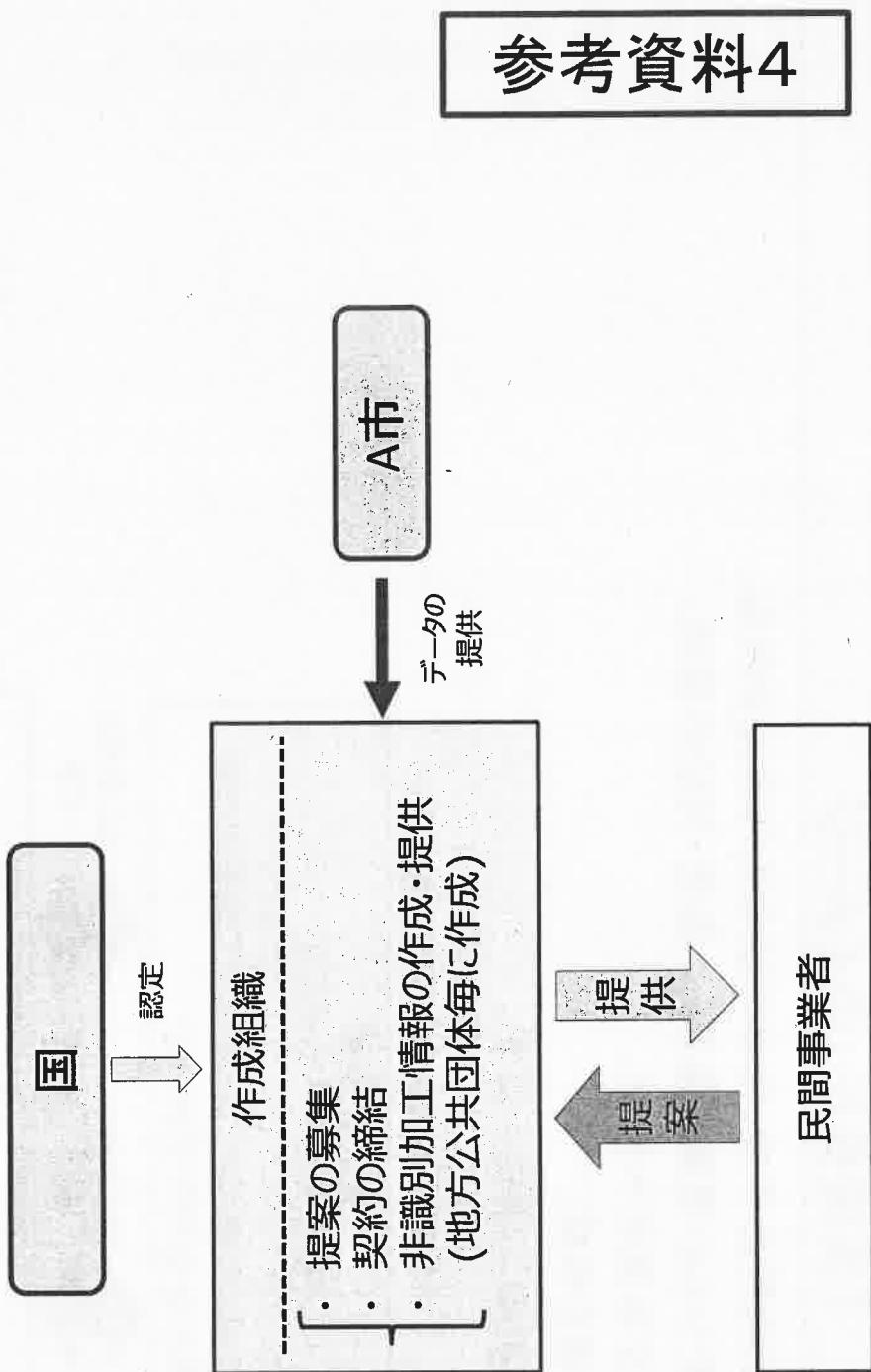
- ①地方公共団体において、非識別加工情報の作成・提供に係る条例改正を実施。
- ②地方公共団体において、民間事業者からの提案を募集し、審査・契約の締結。
- ③非識別加工情報の作成に係る業務を事業者へ委託。
- ④受託事業者において非識別加工情報を作成。
- ⑤地方公共団体が民間事業者へ非識別加工情報を提供。

### 「共同受託」のイメージ



## 「作成組織」のイメージ

- ①非識別加工情報を地方公共団体とは別の組織の事務とし、地方公共団体が保有している個人情報の提供を受けて非識別加工情報を作成する組織について、一定の基準に基づき国が認定。
- ②作成組織において、民間事業者からの提案を募集。
- ③提案に対応するために必要となる個人情報について、地方公共団体に対して情報提供を要請。
- ④地方公共団体は、要請に基づき、個人情報の目的外提供の可否を判断のうえ、提供。
- ⑤作成組織において、提供を受けた個人情報に係る非識別加工情報を作成し、提供。



⑥ 平成30年6月15日付け 総務省事務連絡



事務連絡  
平成30年6月15日

各都道府県個人情報保護・情報政策担当課  
各都道府県市区町村個人情報保護・情報政策担当課  
各指定都市個人情報保護・情報政策担当課

} 御中

総務省自治行政局地域情報政策室

「規制改革実施計画」の閣議決定について（情報提供）

平素より、個人情報保護施策に御理解と御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

本日、「規制改革実施計画」が閣議決定されましたが、その中で地方公共団体が保有する個人情報に係る非識別加工情報の提供の仕組みについて今後の検討方針が記載されましたので、御参考まで該当部分を別添のとおり送付致します。

各都道府県市区町村個人情報保護担当課におかれましては、貴都道府県内の市区町村（指定都市を除く。）に対して情報提供いただきますようお願いいたします。

なお、総務省では地方公共団体の非識別加工情報等に関する相談窓口を、以下問合せ先に設けておりますので、引き続き、非識別加工情報の提供の仕組み等について、ご不明な点等がございましたらお問い合わせください。

【問合せ先】

総務省自治行政局地域情報政策室

担当：結城係長、鳥越事務官

電話：03-5253-5525

E-Mail : [tiikijouhou@soumu.go.jp](mailto:tiikijouhou@soumu.go.jp)

URL : <http://www.soumu.go.jp/denshijiti/index.html>

(別添)

## ○ 規制改革実施計画（平成 30 年 6 月 15 日閣議決定）抄

### II 分野別実施事項

#### 6. 投資等分野

##### (9) 官民データ活用と電子政府化の徹底

No.	事項名	規制改革の内容	実施時期	所管府省
38	地方自治体の保有するデータの活用	地方自治体が保有するパーソナルデータについて、同じルールで円滑に利活用することが可能な環境を迅速に実現するための工程(立法措置か条例整備かの整理等を含む。)を明確化する。その工程に基づき、その活用事例の整理を行うとともに、現行の地方における活用ルールの実効性を検証し、その結果を踏まえ、立法措置(作成組織の整備を含む。)の在り方について、具体的な論点を整理し、結論を得る。それとともに、事業採算性等の実効性を検証し、その結果に基づき必要な措置を講ずる。	工程の明確化は平成30年度上期措置。平成30年度に立法措置の在り方について検討・結論。平成31年度措置	総務省

⑦ 提案の対象となる個人情報ファイル簿の例（鳥取県・和歌山県）

（出典：それぞれの県のホームページに掲載）



部局	所属	個人情報ファイルの名称(対象者)	要配慮個人情報の有無	個人情報取扱登録簿リンク先
危機管理局	消防防災課	電気工事士免状の交付・再交付・書換事務(本人)	無	記録項目等はこちら
危機管理局	消防防災課	危険物取扱者保安講習の実施事務(受講者)	無	記録項目等はこちら
危機管理局	消防防災課	電気工事士試験実施事務(合格者)	有	記録項目等はこちら
危機管理局	消防防災課	危険物取扱者免状交付・再交付・書換事務(申請者)	無	記録項目等はこちら
危機管理局	消防防災課	液化石油ガス設備士免状交付・再交付・書換事務(受講者)	無	記録項目等はこちら
危機管理局	消防防災課	高圧ガス製造保安責任者、高圧ガス販売主任者試験実施事務(合格者)	無	記録項目等はこちら
危機管理局	消防防災課	危険物取扱者試験実施事務(合格者)	無	記録項目等はこちら
危機管理局	消防防災課	高圧ガス製造保安責任者免状、高圧ガス販売主任者免状の交付・再交付・書換事務(申請者)	無	記録項目等はこちら
教育委員会(事務局)	教育総務課	県教育委員会後援名義使用承認事務(申請者)	無	記録項目等はこちら
教育委員会(事務局)	高等学校課	鳥取県立高校職業教育技術顕彰事務(被表彰者(候補者))	無	記録項目等はこちら
教育委員会(事務局)	高等学校課	県立高校海外研修旅行事務(参加生徒)	無	記録項目等はこちら
教育委員会(事務局)	高等学校課	県立高等学校入学者選抜実施事務(志願者(受験者))	有	記録項目等はこちら
教育委員会(事務局)	高等学校課	介護職員初任者研修事務(在校生(対象生徒))	無	記録項目等はこちら
教育委員会(事務局)	高等学校課	県立高等学校進路指導事務(在校生及び卒業生)	有	記録項目等はこちら
教育委員会(事務局)	高等学校課	県立高等学校学籍管理事務(在校生及び卒業生)	無	記録項目等はこちら
教育委員会(事務局)	高等学校課	県立高等学校学籍管理事務(保護者)	無	記録項目等はこちら
教育委員会(事務局)	高等学校課	県立高等学校学習指導事務(在校生及び卒業生)	無	記録項目等はこちら
教育委員会(事務局)	高等学校課	県立高等学校授業料減免事務(授業料減免出願者)	有	記録項目等はこちら
教育委員会(事務局)	高等学校課	県立高等学校授業料等徴収事務(生徒・保護者)	無	記録項目等はこちら
教育委員会(事務局)	高等学校課	県立高等学校入学許可・入学料収納事務(入学許可希望者)	有	記録項目等はこちら
教育委員会(事務局)	高等学校課	県立高等学校通信制受講料徴収事務(生徒・保護者)	無	記録項目等はこちら
教育委員会(事務局)	高等学校課	県立高等学校部活動指導事務(在校生)	有	記録項目等はこちら
教育委員会(事務局)	高等学校課	高等学校等就学支援金・学び直し支援金受給資格者認定事務(生徒・保護者)	無	記録項目等はこちら
教育委員会(事務局)	高等学校課	県立高等学校における関連団体等涉外事務(各種名簿登載者)	無	記録項目等はこちら
教育委員会(事務局)	高等学校課	県立高等学校における関連団体等涉外事務(PTA会員)	無	記録項目等はこちら
教育委員会(事務局)	高等学校課	県立高等学校入学者学級編成事務(入学予定者)	有	記録項目等はこちら
教育委員会(事務局)	高等学校課	授業料等債権管理事務(納付義務者)	無	記録項目等はこちら
教育委員会(事務局)	社会教育課	作品作文・作品等コンクール事務(応募者)	無	記録項目等はこちら
教育委員会(事務局)	社会教育課	とつとり県民力レッジ入学者管理事務(入学者)	無	記録項目等はこちら
教育委員会(事務局)	社会教育課	とつとり県民力レッジ 主催講座「未来をひらく鳥取学」受講者管理事務(受講申込者)	無	記録項目等はこちら
教育委員会(事務局)	人権教育課	鳥取県高校生等奨学給付金交付事務(申請者)	無	記録項目等はこちら
教育委員会(事務局)	人権教育課	鳥取県高校生等奨学給付金交付事務(高校生等)	無	記録項目等はこちら
教育委員会(事務局)	人権教育課	鳥取県育英奨学資金貸与返還事務(返還該当者(連帯保証人、保証人を含む))	有	記録項目等はこちら
教育委員会(事務局)	人権教育課	県立高等学校における鳥取県育英奨学資金等の奨学金申請事務(奨学金申請者及びその家族)	無	記録項目等はこちら
教育委員会(事務局)	人権教育課	県立高等学校における鳥取県育英奨学資金等の奨学金申請事務(連帯保証人及び保証人)	無	記録項目等はこちら
教育委員会(事務局)	人権教育課	鳥取県育英奨学資金等債権管理事務(債務者)	有	記録項目等はこちら
教育委員会(事務局)	人権教育課	鳥取県育英奨学資金等債権管理事務(連帯保証人)	有	記録項目等はこちら
教育委員会(事務局)	人権教育課	鳥取県育英奨学資金等債権管理事務(保証人(連帯保証人を含む))	無	記録項目等はこちら
教育委員会(事務局)	図書館	生涯学習・社会教育関係各種研修会開催事務(研修会参加者)	無	記録項目等はこちら
教育委員会(事務局)	図書館	県立図書館図書貸出利用者カード交付、は～とふるサービス利用者登録事務(貸出利用登録申込者)	無	記録項目等はこちら
教育委員会(事務局)	図書館	県立図書館資料貸出及び返却等事務(貸出希望者)	無	記録項目等はこちら
教育委員会(事務局)	図書館	県立図書館資料貸出及び返却等事務(リクエスト・予約希望者)	無	記録項目等はこちら
教育委員会(事務局)	体育保健課	日本スポーツ振興センター医療費支払請求等事務(県立学校児童生徒)	無	記録項目等はこちら
教育委員会(事務局)	博物館	県立博物館寄付物品受納処理事務(申請者)	無	記録項目等はこちら
県土整備部	河川課	鳥取県ダムカード配布事務(配布希望者)	無	記録項目等はこちら
県土整備部	県土総務課	建設工事等入札参加資格の認定業務(入札参加者の技術職員)	無	記録項目等はこちら
県土整備部	県土総務課	建設工事等入札参加資格の認定業務(入札参加者の技術職員以外の職員)	無	記録項目等はこちら
元気づくり総本部	県民課	県政参画電子アンケート実施事務(県政参画電子アンケート会員)	無	記録項目等はこちら
元気づくり総本部	県民課	「県民の声」募集事務(応募者)	無	記録項目等はこちら

(問い合わせ先)

鳥取県庁県民課

電話)0857-26-7753

メール)kenmin@pref.tottori.lg.jp

部局	所属	個人情報ファイルの名称(対象者)	要配慮個人情報の有無	個人情報取扱登録簿リンク先
元気づくり総本部	元気づくり推進局とつり暮らし支援課	山間集落実態調査事業(111集落の全世帯)	無	記録項目等はこちら
元気づくり総本部	元気づくり推進局とつり暮らし支援課	家族自然体験交流事業実施事務(事業参加者)	無	記録項目等はこちら
元気づくり総本部	男女共同参画センター	男女共同参画に係る普及啓発講座事務(受講者)	無	記録項目等はこちら
元気づくり総本部	男女共同参画センター	男女共同参画に係る普及啓発講座事務(アンケート提出者)	無	記録項目等はこちら
元気づくり総本部	男女共同参画センター	男女共同参画センター施設利用受付事務(ミーティング室、子ども室等利用者)	無	記録項目等はこちら
元気づくり総本部	男女共同参画センター	男女共同参画センター施設利用受付事務(印刷作業室利用申請者)	無	記録項目等はこちら
商工労働部	雇用人材局就業支援課	誘致企業等を対象とした無料職業紹介事務(鳥取県誘致企業等への就職を希望する求職者)	無	記録項目等はこちら
商工労働部	市場開拓局販路拡大・輸出促進課	鳥取県地方卸売市場関連事務(県内各地方卸売市場卸売業者)	無	記録項目等はこちら
商工労働部	雇用人材局労働政策課	技能検定合格証交付事務	無	記録項目等はこちら
商工労働部	雇用人材局労働政策課	職業訓練指導員免許交付事務	無	記録項目等はこちら
生活環境部	くらしの安心局くらしの安心推進課	調理師免許事務(免許申請者)	有	記録項目等はこちら
生活環境部	くらしの安心局くらしの安心推進課	ふぐ処理師試験実施事務(試験受験者)	有	記録項目等はこちら
生活環境部	くらしの安心局くらしの安心推進課	食品営業許可等事務(届出者)	無	記録項目等はこちら
生活環境部	くらしの安心局くらしの安心推進課	特定計量器定期検査事務(定期検査の受験者)	無	記録項目等はこちら
生活環境部	くらしの安心局住まいまちづくり課	県営住宅駐車場の使用許可事務(県営住宅駐車場使用許可申請者)	無	記録項目等はこちら
生活環境部	くらしの安心局住まいまちづくり課	県営住宅管理人事務(県営住宅入居者)	無	記録項目等はこちら
生活環境部	くらしの安心局住まいまちづくり課	県営住宅入居者の収入認定事務(県営住宅入居者)	無	記録項目等はこちら
生活環境部	くらしの安心局住まいまちづくり課	県営住宅家賃・駐車場使用料の調定・徴収事務(県営住宅入居者)	無	記録項目等はこちら
生活環境部	くらしの安心局住まいまちづくり課	二級建築士・木造建築士免許交付事務(登録申請者)	無	記録項目等はこちら
生活環境部	くらしの安心局住まいまちづくり課	とつり住まいの支援事業補助金交付事務(申請者)	無	記録項目等はこちら
生活環境部	くらしの安心局住まいまちづくり課	宅地建物取引業免許事務(交付申請者)	無	記録項目等はこちら
生活環境部	くらしの安心局住まいまちづくり課	宅地建物取引士登録事務(交付申請者)	無	記録項目等はこちら
生活環境部	環境立県推進課	駐停車時エンジン停止推進事業者、推進者の承認事務(推進者認証申請者)	無	記録項目等はこちら
生活環境部	水・大気環境課	浄化槽維持管理指導事務(浄化槽管理者)	無	記録項目等はこちら
生活環境部	水・大気環境課	浄化槽設置届理事務(浄化槽設置者)	無	記録項目等はこちら
生活環境部	緑豊かな自然課	狩猟免許試験事務(申請者)	有	記録項目等はこちら
総務部	関西本部	誘致企業等を対象とした無料職業紹介事務(鳥取県の誘致企業等への就職を希望する求職者)	無	記録項目等はこちら
総務部	関西本部	関西圏の大学と連携したJUターン就職支援行事に係る事務(JUターン就職状況調査対象学生(卒業生))	無	記録項目等はこちら
総務部	公文書館	新鳥取県史編さん関係資料収集事務(資料の所有者)	無	記録項目等はこちら
総務部	行財政改革局財源確保推進課	ふるさと納税制度に係る寄附受付等事務(寄附者(特例申請なし))	無	記録項目等はこちら
総務部	人権局人権・同和対策課	鳥取県人権意識調査事務(調査対象者(県民から無作為抽出))	無	記録項目等はこちら
総務部	税務課	県たばこ税賦課事務(納稅義務者)	無	記録項目等はこちら
総務部	税務課	軽油引取税賦課事務(免稅軽油使用者)	有	記録項目等はこちら
総務部	税務課	自動車税(普通徵収分)賦課事務(納稅義務者)	有	記録項目等はこちら
総務部	税務課	納稅證明書交付事務(交付請求者)	無	記録項目等はこちら
総務部	税務課	狩猟税賦課事務(納稅義務者)	無	記録項目等はこちら
総務部	税務課	自動車保有状況管理事務(納稅義務者)	無	記録項目等はこちら
総務部	税務課	不動産取得税賦課事務(納稅義務者)	無	記録項目等はこちら
総務部	税務課	「県税納付書送付依頼書兼口座振替依頼書送付」受理事務(口座振替納稅制度利用申込者)	無	記録項目等はこちら
総務部	税務課	自動車税(証紙徵収分)・自動車取得税賦課事務(納稅義務者)	有	記録項目等はこちら
総務部	東京本部	アンテナショップ業務(来店者ポイントカード交付者)	無	記録項目等はこちら
総務部	東京本部	東京本部メールマガジン(とつり@東京インフォメーション)の配信事務	無	記録項目等はこちら
地域振興部	教育・学術振興課	私立高等学校等就学支援金事務(申請者)	無	記録項目等はこちら
地域振興部	統計課	統計調査員任命事務(統計調査員)	無	記録項目等はこちら
地域振興部	統計課	登録調査員研修事務(登録調査員)	無	記録項目等はこちら
地域振興部	文化政策課	鳥取県ジュニア美術展覧会(ジュニア県展)開催事務(出品者)	無	記録項目等はこちら
地域振興部	文化政策課	鳥取県ジュニア美術展覧会(ジュニア県展)開催事務(受賞者、入選者)	無	記録項目等はこちら
農林水産部	経営支援課	認定農業者等の経営改善支援事務(認定農業者、集落営農組織等)	無	記録項目等はこちら

(問い合わせ先)

鳥取県県民課

電話)0857-26-7753

メール)kenmin@pref.tottori.lg.jp

部局	所属	個人情報ファイルの名称(対象者)	要配慮個人情報の有無	個人情報取扱登録簿リンク先
農林水産部	森林・林業振興局森林づくり推進課	保安林指定施業要件変更事務(森林所有者及び)	無	記録項目等はこちら
農林水産部	森林・林業振興局森林づくり推進課	保安林(保安施設地区)指定・解除事務(申請者)	無	記録項目等はこちら
農林水産部	森林・林業振興局林政企画課	森林簿及び森林計画図取扱事務(森林所有者)	無	記録項目等はこちら
農林水産部	水産振興局水産課	漁船登録事務(登録・許可を受けようとする者)	無	記録項目等はこちら
農林水産部	農業振興戦略監査課	家畜人工授精師免許交付事務(申請者)	無	記録項目等はこちら
病院局	総務課(病院局)	医療費等未納者に対する債権管理事務(納付義務者)	無	記録項目等はこちら
病院局	総務課(病院局)	診療報酬等請求事務(患者)	無	記録項目等はこちら
福祉保健部	ささえあい福祉局障がい福祉課	療育手帳交付事務(本人)	有	記録項目等はこちら
福祉保健部	ささえあい福祉局障がい福祉課	自立支援医療(精神通院医療)支給認定事務(申請者)	有	記録項目等はこちら
福祉保健部	ささえあい福祉局障がい福祉課	身体障がい者手帳交付事務(交付申請者)	有	記録項目等はこちら
福祉保健部	ささえあい福祉局長寿社会課	介護支援専門員管理システム登録事務(介護支援専門員)	無	記録項目等はこちら
福祉保健部	ささえあい福祉局長寿社会課	介護員養成研修・介護職員初任者研修事業者指定事務(修了者)	無	記録項目等はこちら
福祉保健部	ささえあい福祉局長寿社会課	特別養護老人ホーム入所待機者調査事務(特別養護老人ホーム入所待機者)	無	記録項目等はこちら
福祉保健部	ささえあい福祉局長寿社会課	百歳高齢者等関係調査事務(百歳高齢者)	無	記録項目等はこちら
福祉保健部	ささえあい福祉局福祉監査指導課	生活保護法第73条の規定に基づく住所不定者の扶助費県負担金交付事務(被保護者)	無	記録項目等はこちら
福祉保健部	ささえあい福祉局福祉監査指導課	生活保護医療扶助実施事務(被保護者)	有	記録項目等はこちら
福祉保健部	ささえあい福祉局福祉監査指導課	生活保護医療扶助判定事務(被保護者)	有	記録項目等はこちら
福祉保健部	ささえあい福祉局福祉監査指導課	生活保護指定介護機関指定事務(申請者(開設者))	無	記録項目等はこちら
福祉保健部	ささえあい福祉局福祉監査指導課	生活保護指定介護機関指定事務(管理者)	無	記録項目等はこちら
福祉保健部	ささえあい福祉局福祉監査指導課	生活保護指定医療機関指定事務(申請者(開設者))	無	記録項目等はこちら
福祉保健部	ささえあい福祉局福祉監査指導課	生活保護医療扶助の診療報酬再審査、変更決定事務(被保護者)	有	記録項目等はこちら
福祉保健部	ささえあい福祉局福祉保健課	ハートフル駐車場利用証制度利用証交付事務等(利用証交付申請者)	無	記録項目等はこちら
福祉保健部	健康医療局医療指導課	保険医療機関・保険薬局・指定訪問看護事業者・柔道整復師 指導事務(被保険者)	有	記録項目等はこちら
福祉保健部	健康医療局医療指導課	毒物劇物取扱者試験事務(受験者(合格者))	無	記録項目等はこちら
福祉保健部	健康医療局医療指導課	登録販売者試験・登録事務(受験者(登録者))	無	記録項目等はこちら
福祉保健部	健康医療局医療政策課	鳥取県看護職員修学資金等貸付事務(貸付希望者(修学生))	有	記録項目等はこちら
福祉保健部	健康医療局医療政策課	准看護師免許事務(免許申請者)	有	記録項目等はこちら
福祉保健部	健康医療局医療政策課	保健師・助産師及び看護師免許事務(保健師 免許申請者)	有	記録項目等はこちら
福祉保健部	健康医療局医療政策課	保健師・助産師及び看護師免許事務(看護師 免許申請者)	有	記録項目等はこちら
福祉保健部	健康医療局医療政策課	肝炎治療特別促進事業実施事務(肝炎患者(申請者))	有	記録項目等はこちら
福祉保健部	健康医療局医療政策課	鳥取県腫瘍登録(がん登録)事業実施事務(悪性新生物と診断された者)	有	記録項目等はこちら
福祉保健部	健康医療局医療政策課	特定疾患医療受給者証交付事務(申請者)	有	記録項目等はこちら
福祉保健部	子育て王国推進局子育て応援課	とつとり子育て応援バースポート事業(申請者(県内の子どもの保護者))	無	記録項目等はこちら
福祉保健部	子育て王国推進局子育て応援課	とつとり子育て隊の隊員情報の管理(隊員(個人))	無	記録項目等はこちら
福祉保健部	子育て王国推進局子育て応援課	保育士登録事務(登録申請者)	無	記録項目等はこちら
福祉保健部	子育て王国推進局子育て応援課	鳥取県立鳥取砂丘こどもの国管理運営委託事務(こどもの国友の会申請者)	無	記録項目等はこちら
福祉保健部	子育て王国推進局子育て応援課	鳥取県立鳥取砂丘こどもの国管理運営委託事務(キャンプ場利用者)	無	記録項目等はこちら
福祉保健部	子育て王国推進局子育て応援課	とつとり婚活サポート事業(メルマガ登録者)	無	記録項目等はこちら
福祉保健部	子育て王国推進局子育て応援課	特定不妊治療費助成金交付事務(特定不妊治療を受けた者)	有	記録項目等はこちら

(問い合わせ先)

鳥取県庁県民課

電話)0857-26-7753

メール)kenmin@pref.tottori.lg.jp



**提案の対象となる個人情報ファイルである旨を記載した個人情報ファイル簿一覽**

**(知事部局)**

所属課室名	個人情報ファイル名称
秘書課	S3.9～叙勲データ S3.9～褒章データ 知事表彰データ
政策審議課	和歌山県人材データバンク
広報課	和歌山県総合情報誌「和-nagomi-」発送先リスト 和歌山県メールマガジンメールアドレスリスト
危機管理・消防課	第一種電気工事士免状交付台帳ファイル 第二種電気工事士免状交付台帳ファイル 高圧ガス製造保安責任者免状（乙種化学責任者免状）交付台帳ファイル 高圧ガス製造保安責任者免状（乙種機械責任者免状）交付台帳ファイル 高圧ガス製造保安責任者免状（丙種化学（液化石油ガス）責任者免状）交付台帳ファイル 高圧ガス製造保安責任者免状（丙種化学（特別試験科目）責任者免状）交付台帳ファイル 高圧ガス製造保安責任者免状（第二種冷凍機械責任者免状）交付台帳ファイル 高圧ガス製造保安責任者免状（第三種冷凍機械責任者免状）交付台帳ファイル 第一種高圧ガス販売主任者免状交付台帳ファイル 第二種高圧ガス販売主任者免状交付台帳ファイル 液化石油ガス設備士免状交付台帳ファイル 登録電気工事業者台帳ファイル みなし電気工事業者台帳ファイル
防災企画課	地域防災リーダー育成講座「紀の国防災人づくり塾」受講者ファイル 無線従事者養成課程講習会ファイル
総務課	和歌山県宗教法人名簿
税務課	ふるさと和歌山応援寄附
文化学術課	高等学校等就学支援金受給資格認定状況
調査統計課	統計調査員カード台帳
地域政策課	土地売買等届出台帳

移住定住推進課	移住希望者リスト
循環型社会推進課	産廃収集運搬業データベース
環境管理課	環境法令届出情報管理台帳システム
県民生活課	県民相談一覧ファイル
消費生活センター	全国消費生活情報ネットワークシステム（地域データ）
男女共同参画センター	図書貸出管理簿
食品・生活衛生課	食品営業許可一覧 和歌山県旅館業法許可施設一覧
福祉保健総務課	援護システムファイル 福縁関係の表彰 民生委員・児童委員名簿 生活保護法指定医療機関申請書等受理簿ファイル 生活保護法指定医療機関名簿ファイル 生活保護法医療扶助診療報酬明細書ファイル 和歌山県生活保護システムファイル 和歌山県住家被害認定士登録名簿
長寿社会課	介護保険指定事業者情報管理システム 介護支援専門員資格登録簿 特別養護老人ホーム入所申込者等調査票(平成28年3月31日現在) 地域見守り協力員候補者一覧表
障害福祉課	あいサポート運動ファイル 強度行動障害支援者養成研修及び強度行動障害支援施設・職員養成研修 和歌山県障害者等用駐車区画利用証制度ファイル
精神保健福祉センター	自立支援医療（精神通院）交付台帳 精神障害者保健福祉手帳交付台帳
医務課	医療法人台帳
こころの医療センター	患者不在者投票一覧 診療報酬明細書 薬局内調剤支援システム患者マスター 給食システム（栄養管理システム）
健康推進課	県民健康・栄養調査 栄養士台帳 小児慢性特定疾病受給者ファイル 特定不妊治療費助成一覧

	被爆者台帳 肝炎治療受給者情報 がん登録情報 特定医療費（指定難病）受給者ファイル 難病指定医・協力難病指定医台帳 難病指定医療機関台帳 緩和ケア研修会修了者名簿 みんなで実践!健康づくり運動ポイント事業
国民健康保険課	柔道整復施術療養費の受領委任の取扱いの承諾施術所一覧表
商工観光労働総務課	和歌山県知事登録貸金業者データファイル 特定計量器定期検査に係る受検計量器調査書
商工振興課	和歌山県中小企業融資制度実績
労働政策課	企業における研修責任者リスト 名簿(高卒進学者) 技能士台帳
企業振興課	和歌山県優良県産品（フレミア和歌山）推奨認定申請書類
観光交流課	通訳案内士登録簿ファイル
果樹園芸課	狩猟登録者名簿 狩猟免許更新申請者名簿 狩猟免許試験受験者名簿
経営支援課	農地中間管理事業による農地借受者名簿
農林大学校就農支援センター	就農相談ファイル
林業振興課	森林簿 伐採情報 保安林台帳 造林履歴 治山森林整備履歴 紀州材住宅補助事業実績ファイル 暴力団排除措置条例対象者の該当性にかかる照会ファイル
森林整備課	種苗生産業者登録簿
資源管理課	漁船登録フォルダ
県土整備総務課	不当要求マニュアル講習会ファイル
技術調査課	入札参加資格審査 浄化槽工事業登録業者

	住宅瑕疵担保履行法に係る届出 建設業許可 経営事項審査 解体工事業登録業者 建設リサイクル法
都市政策課	屋外広告業登録
建築住宅課	建築士事務所登録簿 二級・木造建築士名簿 建設リサイクル法の届出・通知台帳 耐震マネージャー派遣台帳 住宅管理システム内蔵データ
会計課	債権債務者 DB
総務事務集中課	物品電子調達システム（資格申請システム） 役務調達事務 入札参加資格者名簿

## (振興局)

所属部名	個人情報ファイル名称
海草振興局健康福祉部	結核患者登録台帳（結核患者登録票） 結核接触者健康診断台帳 精神保健福祉相談記録 食品営業台帳 食品衛生責任者名簿
伊都振興局健康福祉部	精神保健福祉相談記録 結核患者登録台帳（結核患者登録票） 結核接触者健康診断台帳
那賀振興局農林水産振興部	農地転用許可（4条、5条）
那賀振興局健康福祉部	結核患者登録台帳（結核患者登録票） 介護保険台帳システム 食品営業許可台帳
有田振興局健康福祉部	生活保護被保護者世帯名簿 湯浅 結核登録台帳 食品営業許可台帳
日高振興局健康福祉部	結核患者登録台帳（結核患者登録票） 食品営業許可台帳

	結核接触者健康診断台帳
西牟婁振興局健康福祉部	食品営業許可電子台帳 結核接触者健康診断台帳 結核患者登録台帳（結核患者登録票）
東牟婁振興局健康福祉部	生活保護受給者台帳 精神保健福祉相談記録 食品営業許可台帳 食品衛生責任者台帳

## (その他実施機関)

実施機関名	個人情報ファイル名称
教育委員会	県立学校児童生徒情報ファイル（総務課） 高等学校等就学支援金管理システム（総務課） 奨学生貸与者等管理ファイル（生涯学習課） 高校生等奨学給付金（生涯学習課） 進学奨学生等管理ファイル（生涯学習課） 銃砲刀剣類登録原票（文化遺産課） 特別支援学校児童生徒名簿（特別支援教育室） 全国学力・学習状況調査ファイル（学びの丘） 到達度ファイル（学びの丘）



**資料 2－2**

**平成29年度熊本県個人情報保護条例の運用状況**



## 平成29年度個人情報保護条例の運用状況

### 1 実施機関別の登録対象事務の件数

実施機関名		件 数
知 事	知事公室	18
	総務部	142
	企画振興部	63
	健康福祉部	470
	環境生活部	164
	商工観光労働部	110
	農林水産部	243
	土木部	147
	出納局	4
	企業局	11
	地域振興局	11
	小 計	1,383
議会		12
教育委員会		138
選挙管理委員会		5
人事委員会		11
監査委員		4
公安委員会		5
警察本部長		121
労働委員会		5
収用委員会		2
熊本県有明海区漁業調整委員会		2
天草不知火海区漁業調整委員会		2
内水面漁場管理委員会		2
病院事業の管理者		4
公立大学法人熊本県立大学		21
合 計		1,717

(注)登録対象事務とは、条例第6条に規定する「個人情報を取り扱う事務のうち、特定の個人を検索できる状態で個人情報が記録されている文書を使用するもの」をいう。

## 2 自己情報開示請求に対する決定等の状況

(単位:件)

開示請求件数	請求に対する 決定等件数	請求に対する決定等の内容				
		全部開示	部分開示	不開示	不存在	取下げ
165 (108)	221 (180)	44 (23)	163 (147)	3 (2)	10 (4)	1 (4)

\* ( ) 内は平成28年度の状況を示す。

### 3 自己情報開示請求に対する実施機関別の決定等の状況

(単位:件)

実施機関名	区分	開示請求 の件数	開示請求 に対する 決定等	開示請求に対する決定等の内容				
				全部開示	部分開示	不開示	不存在	取下げ
知事	知事公室	0	0					
	総務部	1	1	1				
	企画振興部	0	0					
	健康福祉部	12	13	6	4	2	1	
	環境生活部	3	3		3			
	商工観光労働部	1	2	2				
	農林水産部	0	0					
	土木部	0	0					
	出納局	0	0					
	企業局	0	0					
議会	地域振興局	0	0					
	小計	17	19	9	7	2	1	0
	議会	0	0					
	教育委員会	18	20	11	5		4	
	選挙管理委員会	0	0					
	人事委員会	6	6	6				
	監査委員	0	0					
	公安委員会	2	2	1	1			
	警察本部長	121	173	17	149	1	5	1
	労働委員会	0	0					
委員会	収用委員会	0	0					
	熊本県有明海区漁業調整委員会	0	0					
	天草不知火海区漁業調整委員会	0	0					
	内水面漁場管理委員会	0	0					
	病院事業の管理者	1	1		1			
	公立大学法人熊本県立大学	0	0					
	合計	165	221	44	163	3	10	1

※1件の請求に対して、複数の開示決定を行う場合等があるため、請求件数と決定数は、必ずしも一致しない。同じ理由で、請求件数が0件でありながら、決定を行っている場合がある。

#### 4 自己情報開示請求に対する決定についての行政不服審査法による審査請求の状況

(単位:件)

審査請求の件数		審査請求に対する決定等の内容					
平成28年度末現在審理継続中のもの	平成29年度中の申立て	決 定				取下げ	平成29年度末現在審理継続中のもの
		却 下	棄 却	一部認容	認 容		
1	0	0	1	0	0	0	0

## 5 口頭による自己情報開示請求に対する開示の件数

知事

試験等の名称	開示件数	開示の対象者数 (受験者数)	備 考
職員選考考查	5	243	
任命権者面接試験	0	161	
熊本県福祉サービス第三者評価 評価調査者養成研修修了試験	4	19	
熊本県製菓衛生師試験	2	48	
熊本県ふぐ処理師試験	4	26	
熊本県准看護師試験	8	732	
熊本県調理師試験	20	369	
登録販売者試験	13	777	
毒物劇物取扱者試験	8	414	
熊本県クリーニング師試験	2	37	
狩猟免許試験	3	371	
内閣府青年国際交流事業中間選考会	0	6	
グローバルジュニアドリーム事業高校生リーダー選考会	0	31	
グローバルジュニアドリーム事業団員選考会	0	132	
熊本県男女共同参画審議会公募委員選考審査	0	12	
職業訓練指導員試験	1	1	
技能検定試験	3	2836	
採石業務管理者試験	0	50	
砂利採取業主任者試験	0	4	
高等技術専門校訓練生入校選考	1	65	
熊本県立技術短期大学校一般入試	14	67	
熊本県立技術短期大学校推薦入試	14	57	
主任計量者試験	0	11	
農薬指導士認定試験	0	56	
家畜人工授精に関する講習会の修業試験	0	30	
家畜体内受精卵移植に関する講習会の修業試験	0	6	
農業大学校入学者選抜試験	1	26	
熊本県臨時職員採用試験	0	230	
熊本県育休等代替臨時職員採用試験	0	20	
熊本県育休等代替臨時職員採用試験(農学)	0	1	
熊本県保健環境科学研究所臨時職員採用試験	0	4	
熊本県非常勤職員採用試験	9	654	
計	112	7,496	

議会

試験等の名称	開示件数	開示の対象者数 (受験者数)	備 考
非常勤職員採用試験	0	24	
計	0	24	

教育委員会

試験等の名称	開示件数	開示の対象者数 (受験者数)	備 考
熊本県職員選考考查(学芸員)	0	42	
熊本県臨時職員試験	0	12	
熊本県非常勤職員採用試験	0	122	
計	0	176	

人事委員会

試験等の名称	開示件数	開示の対象者数 (受験者数)	備 考
職員採用試験(大学卒業程度)	501	1,398	
職員採用試験(免許資格職)	32	184	
職員採用試験(高等学校卒業程度)	85	316	
職員採用試験(身体障がい者選考試験)	2	15	
職員採用試験(警察官A)	143	719	
職員採用試験(警察官B)	133	482	
計	896	3,114	

警察本部長

試験等の名称	開示件数	開示の対象者数 (受験者数)	備 考
熊本県警察臨時職員採用試験	0	5	
熊本県警察非常勤職員採用試験「カラーガード」	0	1	
熊本県警察非常勤職員採用試験「カラーガード」以外	0	36	
熊本県警察育児休業等代替臨時職員採用試験	5	153	
警備員指導教育責任者講習修了考查	30	30	
猟銃及び空気銃取扱いに関する講習会修了考查	37	149	
駐車監視員資格者講習修了考查	0	12	
教習指導員資格審査	0	160	
技能検定員資格審査	0	55	
停止処分者講習	4	2,063	
運転免許試験	4,995	26,280	
原付免許試験	779	4,305	
小型特殊免許試験	1	1	
計	5,851	33,250	

**病院事業の管理者**

試験等の名称	開示件数	開示の対象者数 (受験者数)	備 考
育休等代替臨時職員採用試験	0	3	
非常勤職員採用試験	0	3	
臨時職員採用試験	0	9	
計	0	15	

**公立大学法人熊本県立大学**

試験等の名称	開示件数	開示の対象者数 (受験者数)	備 考
一般入試	121	1,312	
自己推薦型入試	8	219	
特別選抜	3	167	
大学院入試	6	22	
計	138	1,720	

総 計	6,997	45,795	
-----	-------	--------	--

(注)

- ・本表は、平成29年度中に実施した試験についての開示の実績である。したがって、開示を行った期間が平成30年度にまたがったものも含む。ただし、熊本県立大学一般選抜試験については、開示期間が試験実施期日の属する年度の翌年度の5月1日から6月30日までであるので、平成28年度中に実施した試験についての実績を計上している。

## 6 自己情報訂正請求に対する決定等の状況

(単位:件)

請求件数	請求に対する 決定等件数	請求に対する決定等の内容			
		全部訂正	部分訂正	不訂正	取下げ
2 (0)	2 (0)	1 (0)	0 (0)	1 (0)	0 (0)

\* ( ) 内は平成28年度の状況を示す。

## 7 自己情報訂正請求に対する決定についての行政不服審査法による審査請求の状況

0件

## 8 自己情報利用停止請求に対する決定等の状況

0件

## 9 自己情報利用停止請求に対する決定についての行政不服審査法による審査請求の状況

0件

## 10 個人情報の取扱いについての苦情の申出の件数及びその対応状況

0件